

DVは人権侵害です 一人で悩まず相談を

11月12～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。配偶者や恋人、婚約者などからの暴力(DV)は多くの場合、女性が被害者となっています。DVは決して許されない重大な人権侵害です。問い合わせは、市男女共同参画課Tel.784-8146へ。



DVとは

DVは「ドメスティック・バイオレンス」を略したものであり、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」を意味します。



パートナーとの関係で思い当たることはありませんか？

思い当たる項目に✓を入れましょう。

身体的な暴力	精神的な暴力
☐ 殴る	☐ 大声でどなる
☐ 蹴る	☐ 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
☐ 刃物などの凶器を体につきつける	☐ 実家や友人と付き合いを制限したり、電話などをチェックしたりする
性的な暴力	その他にも
☐ いやがっているのに性行為を強要する	☐ 生活費を渡さない
☐ 中絶を強要する	☐ 貯金を勝手に使う
☐ 避妊に協力しない	☐ 子どもの前で暴力を振るう

心当たりのある人は、市DV相談室Tel.780-4327に相談を

秘密厳守で専門の相談員が対応します。詳しくは市ホームページ(二次元コードから読み取り可)へ。
【受付時間】月～金曜午前9時～午後5時半
【相談料】無料



ここいろパープルリボンツリー

女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークであるパープルリボンやメッセージでツリーを彩ります。

◆メッセージ募集

11月1～25日に直接、ここいろ(同所ホームページから電子申請も可)へ。

◆メッセージツリー展示

【日程】11月12日～12月25日

【会場】ここいろ

◆パープルリボンの配布

ここいろオリジナル「パープルリボンしおり」を配布。
市男女共同参画センターここいろTel.781-5516



DV・性暴力防止パネル展

日程と会場は、次の通り。

▷11月12日～12月25日=ここいろ▷11月12～19日=イオンモール伊丹昆陽(池尻4)▷11月19～29日=スワンホール▷12月5～19日=きららホール。

カリヨンライトアップ

11月12～25日、同運動のシンボルカラーにちなみ、JR伊丹駅西側カリヨン塔(フランドルの鐘)を紫色に点灯します。

女性の人権ホットラインTel.0570-070-810

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間にちなみ、夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメントなど、女性をめぐるさまざまな人権問題について、秘密厳守で人権擁護委員や法務局職員が次の通り電話相談を受け付けます。

【受付日時】11月13～19日▷月～金曜=午前8時半～午後7時▷土・日曜=午前10時～午後5時
【相談料】無料

神戸地方方法務局人権擁護課Tel.078-392-1821

あなたの子育てをサポートします

市は、育児の負担感や不安を抱える家庭を対象に、子育て支援事業を次の通り実施しています。いずれも家庭状況を確認し、利用できるかどうかや利用日時を決めます。利用料・回数など詳しくは市こども福祉課へ。

【子育て世帯訪問支援事業】

ヘルパーを派遣し、家事や育児の手伝い。

【子育て家庭ショートステイ事業】

児童福祉施設で行う一時的な子どもの養育・保護。

子育てに役立つアンガーマネジメント

怒ったっていいんです！怒りの上手な扱い方を学ぼう

【日時・会場】11月28日(休)午前10時、総合教育センターで

【対象・定員】小学生までの子どもをもつ保護者60人

【参加料】無料

■11月1～15日、市ホームページ(二次元コードから読み取り可)から電子申請を。応募多数の場合は抽選。



*
市こども福祉課Tel.780-3518

親学サロン イライラよりイキイキ 私と子どものためのアンガーマネジメント

【日時・会場】12月7日(土)午前10時、スワンホールで

【内容】怒りのコントロールの仕方、親子のコミュニケーション力を上げる方法を学ぶ

【定員】20人

【参加料】無料

■11月1日午前10時から、中央公民館Tel.784-8000(同館ホームページから電子申請も可)へ。先着順。

「虐待かも?」と思ったら
ためらわず通報を
子どもの体に不自然な傷やあざがある、衣服がいつも汚れて

体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本で示すなど、子ども自身が理解できる方

18。
*
*
市こども福祉課Tel.780-3518

「性的虐待」▽性的暴行▽性的行為を見せる—などの性的な刺激や行為をさせること。
これらの行為は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。

子どもへの体罰は法律などで禁止されています。体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。しつけとは子どもが自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。

一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を

「ネグレクト」▽適切な衣食住の世話をしない▽学校に行かせない—などの保護の怠慢や養育拒否。
【性的虐待】▽性的暴行▽性的行為を見せる—などの性的な刺激や行為をさせること。

子どもへの体罰は法律などで禁止されています。体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。しつけとは子どもが自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。

一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を

「心理的虐待」▽怯えさせる▽無視する▽罵声を浴びせる—などの精神的に苦痛を与えること。
【身体的虐待】子どもを叩く▽蹴る—などの身体に苦痛を与えること。

子どもへの体罰は法律などで禁止されています。体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。しつけとは子どもが自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。

一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を

「近所の家庭のことに口出しにくい」と連絡をためらっていませんか。
「虐待かどうか分からない」、

子どもへの体罰は法律などで禁止されています。体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。しつけとは子どもが自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。

一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を

保護者などが子どもに対して行う次のような行為を言います。
「虐待かどうか分からない」、

子どもへの体罰は法律などで禁止されています。体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。しつけとは子どもが自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。

一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を

虐待とは
189 気づいてあげてそのサイン
いちばやく

子どもへの体罰は法律などで禁止されています。体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。しつけとは子どもが自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。

一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を
一人で悩まず気軽に相談を

相談機関一覧

市こども福祉課(家庭児童相談室)	Tel.780-3518 (月～金曜 9:00～17:30)
県川西こども家庭センター	Tel.756-6633 (月～金曜 9:00～17:30)
児童虐待防止24時間ホットライン	Tel.759-7799
児童相談所全国共通3桁ダイヤル	Tel.189 (通話無料)